

給実甲第1102号

平成21年11月2日

人事院事務総長

給実甲第576号の一部改正について（通知）

給実甲第576号（給与簿等の取扱いについて）の一部を下記のとおり改正したので、平成22年2月1日以降は、これによってください。

記

第4の第5項第11号中「において、同条第2項の規定による申出の書面に記載された事項に基づく振込みの額が第32欄の金額と同額であるときは、「振込額」の名称を付して同欄の金額を記入し、当該振込みの額が同欄の金額の一部であるときは、「手渡額」の名称を付して同欄の金額から当該振込みの額を減じた額を、「振込額」の名称を付して当該振込みの額を「はその旨」に改める。

第5の第5項中「全額の」を削り、同項第1号中「（振込みの方法によって給与の一部の支払を受ける者の場合にあつては、手渡額）」を削る。

第7の第2項第1号ロ中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、「（振込みの方法によって給与を支払う場合に「備考」欄中に適宜手渡額及び振込額の欄を設定することを含む。）」を削る。

以 上

給実甲第576号 新旧対照表（給実甲第1102号関係）

改 正 後	現 行
<p>第4 職員別給与簿            1～4 (略)            5 (略)            一～十 (略)            十一 第33欄 人事院規則9—7第1条の3の規定による預金又は貯金への振込み（以下「振込み」という。）の方法によって給与を支払う場合は<u>その旨</u>を記入するほか、この項及び次項において別に定めるもの及びその他特に付け加える必要がある事項を記入する。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第5 基準給与簿            1～4 (略)            5 「受領印」の欄には、職員が給与の支払を受けるとき（振込みの方法によって給与の支払を受けるときを除く。）に押印するものとし、次の各号に掲げる場合にあっては、給与事務担当者が当該各号に掲げる文書を基準給与簿に添付して保管するものとする。            一 規則第13条の2第1項後段に該当する場合 給与期間、現金支給額及び受領年月日を記載した受領証</p> <p>二 (略)</p> <p>第7 給与簿様式の特例            1 (略)            2 (略)            一 (略)            イ (略)</p>	<p>第4 職員別給与簿            1～4 (略)            5 (略)            一～十 (略)            十一 第33欄 人事院規則9—7第1条の3の規定による預金又は貯金への振込み（以下「振込み」という。）の方法によって給与を支払う場合において、<u>同条第2項の規定による申出の書面に記載された事項に基づく振込みの額が第32欄の金額と同額であるときは、「振込額」の名称を付して同欄の金額を記入し、当該振込みの額が同欄の金額の一部であるときは、「手渡額」の名称を付して同欄の金額から当該振込みの額を減じた額を、「振込額」の名称を付して当該振込みの額を記入するほか、この項及び次項において別に定めるもの及びその他特に付け加える必要がある事項を記入する。</u></p> <p>6～9 (略)</p> <p>第5 基準給与簿            1～4 (略)            5 「受領印」の欄には、職員が給与の支払を受けるとき（振込みの方法によって給与の<u>全額</u>の支払を受けるときを除く。）に押印するものとし、次の各号に掲げる場合にあっては、給与事務担当者が当該各号に掲げる文書を基準給与簿に添付して保管するものとする。            一 規則第13条の2第1項後段に該当する場合 給与期間、現金支給額（<u>振込みの方法によって給与の一部の支払を受ける者の場合にあっては、手渡額</u>）及び受領年月日を記載した受領証</p> <p>二 (略)</p> <p>第7 給与簿様式の特例            1 (略)            2 (略)            一 (略)            イ (略)</p>

ロ 様式中の各欄（職員別給与簿の上段の各欄を除く。）のうち当該様式を使用する官署において記入することがない欄若しくは記入することが極めてまれである欄を省略すること又は様式中の各欄以外の欄を必要に応じて設定すること。

ハ・ニ （略）

二 （略）

3 （略）

ロ 様式中の各欄（職員別給与簿の上段の各欄を除く。）のうち当該様式を使用する官署において記入することがない欄又は記入することが極めてまれである欄を省略すること若しくは様式中の各欄以外の欄を必要に応じて設定すること。（振込みの方法によって給与を支払う場合に「備考」欄中に適宜手渡額及び振込額の欄を設定することを含む。）

ハ・ニ （略）

二 （略）

3 （略）